

○滑川市空き家・空き地情報バンク設置要綱

平成18年4月1日告示第38号

滑川市空き家・空き地情報バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は市内の空き家・空き地の有効活用を通して、地域の活性化と定住促進を図るため、滑川市空き家・空き地情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 空き家等

市内に存する現に使用していない又は使用しなくなる予定である空き家又は空き地をいう。

(2) 空き家・空き地バンク

情報登録者等からの申込みにより空き家等に係る情報を登録し、これを必要と認める範囲で公開し、情報利用者へ提供する仕組みをいう。

(3) 情報登録者

空き家等に係る所有権、その他空き家等を売却し、又は賃貸することができる権利を有する者で、第4条第5項の通知を受けた者をいう。

(4) 情報利用者

居住や事業活動など空き家等の利活用を目的として、空き家・空き地バンクからの空き家等の情報の提供を希望する者をいう。

(5) 協定団体

市と滑川市空き家・空き地情報バンク媒介等に関する協定を締結した団体をいう。

(6) 宅建業者

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外の手段による空き家等の取引を妨げるものではない。

2 市は、空き家・空き地バンクによる空き家等の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約、並びにこれらに関するトラブルについては、一切関与しないものとする。

(情報登録者の登録)

第4条 空き家・空き地バンクへの空き家等の情報の登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、滑川市空き家・空き地情報バンク情報登録申込書及び同意書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、協定団体へ滑川市空き家・空き地情報バンク情報登録申込連絡書兼媒介報告書（様式第2号。以下「申込連絡書兼媒介報告書」という。）より申込みの内容を連絡するものとする。ただし、登録希望者が、宅建業者と一般媒介契約を締結している場合で協定団体への情報提供に同意しないとき又は専任媒介

契約若しくは専属専任媒介契約を締結しているときは、この限りでない。

- 3 協定団体は、前項の規定による連絡を受けたときは、構成員である宅建業者と調整のうえ、媒介の可否を決定し、決定内容を申込連絡書兼媒介報告書により市長へ報告するものとする。
- 4 市長は、第2項ただし書きの規定による協定団体に連絡しない申込みを受けたとき又は前項の規定により、媒介を可とする報告を受けたときは、空き家・空き地バンクに登録するものとする。ただし、媒介を否とする報告を受けたときであっても、登録希望者が登録を希望するときは登録できるものとする。
- 5 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を申込みした者に通知するものとする。
- 6 協定団体は、構成員が媒介する空き家の登録を滑川市空き家・空き地情報バンク情報登録申込書（協定団体用）（様式第3号）により、申込みことができる。ただし、別に定める基準に該当する場合に限る。

（情報登録者に係る登録事項の変更）

第5条 情報登録者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（情報登録者の登録の抹消）

第6条 市長は、情報登録者から空き家・空き地バンクの登録の抹消の届出があったときは、空き家・空き地バンクの登録を抹消するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を情報登録者に通知するものとする。

（情報利用者の登録）

第7条 情報利用者は、滑川市空き家・空き地情報バンク情報利用者登録申込書及び同意書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、情報利用者として空き家・空き地バンクに登録するものとし、情報利用者が、協定団体の構成員が媒介する空き家等の情報の利用を希望する場合は、滑川市空き家・空き地情報バンク情報利用者登録連絡書（様式第5号）により協定団体に連絡するものとする。

（情報利用者に係る登録事項の変更）

第8条 情報利用者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（情報利用者の登録の抹消）

第9条 市長は、情報利用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、情報利用者の登録を抹消するものとする。

- (1) 情報利用者から登録の抹消の届出があったとき
- (2) 登録の内容に虚偽があったとき
- (3) 情報利用者が空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害す

るおそれがあると市長が認めるとき

(4) その他登録されていることが適当でないと市長が認めるとき

2 市長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を情報利用者に通知するものとする。

(媒介等)

第10条 市長は、必要に応じて、情報登録者、情報利用者、協定団体、協定団体の構成員である宅建業者及び構成員以外の宅建業者に対して、登録された情報を提供するものとする。

2 協定団体は、第7条第2項による連絡を受けたときは、構成員である宅建業者にその旨を連絡し、宅建業者は情報登録者と情報利用者の媒介を行うものとする。

3 協定団体は、前項の媒介による契約が成立したときは、滑川市空き家・空き地情報バンク成約報告書（様式第6号）により、市長へ報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 情報登録者及び情報利用者は、空き家・空き地バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が解除された後においても、同様とする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 空き家・空き地バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 個人情報は、交渉及び契約等の終了後速やかに廃棄（消去）その他適正な措置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年7月29日から施行する。